

船舶事故調査報告書

令和6年3月13日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 伊藤 裕 康（部会長）
 委員 上野 道 雄
 委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	令和4年11月25日 15時50分ごろ
発生場所	新潟県佐渡市姫埼北東方沖 姫埼灯台から真方位034° 1.1海里（M）付近 （概位 北緯38°06.1′ 東経138°34.6′）
事故の概要	漁船第三福寿丸 ^{ふくじゆ} は、錨泊中、また、プレジャーボート真佐美丸 ^{まさみ} は、流し釣りをして漂泊中、両船が衝突した。 第三福寿丸は、船首端に擦過傷を生じ、また、真佐美丸は、操舵室の左舷窓に破損を生じた。
事故調査の経過	令和5年2月8日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 第三福寿丸、4.5トン NG3-16915（漁船登録番号）、個人所有 10.45m（Lr）×2.59m×0.81m、FRP ディーゼル機関、169.00kW、昭和55年10月22日 第240-12363号（船舶検査済票の番号） B プレジャーボート 真佐美丸、1.9トン 210-49792新潟、個人所有 5.99m（Lr）×2.23m×1.17m、FRP ディーゼル機関、60.30kW、平成14年7月
乗組員等に関する情報	A 船長A 71歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成15年6月9日 免許証交付日 令和4年7月20日 （令和10年6月8日まで有効） B 船長B 52歳 二級小型船舶操縦士 免許登録日 令和3年6月3日 免許証交付日 令和3年6月3日 （令和8年6月2日まで有効）
死傷者等	なし

<p>損傷</p>	<p>A 船首端に擦過傷 B 操舵室の左舷窓に破損</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 3、視界 良好 海象：波向 南東、波高 約0.7m</p>
<p>事故の経過</p>	<p>A 船は、船長Aが1人で乗り組み、一本釣り漁の操業の目的で、令和4年11月25日14時50分ごろ、佐渡市両津漁港を出港し、姫埼北東方沖の漁場に向かい、15時30分ごろ漁場に到着し、船首を南東方に向けて錨泊した。</p> <p>船長Aは、主機を中立運転として操業の準備を終えた後、前部マストに黒色の球形形象物を表示することとし、後部甲板の右舷側に移動して操業の準備に取り掛かり、15時42分ごろ南東方600m付近に、船首を北東方に向けて徐々に接近するB船を認めた。</p> <p>船長Aは、15時49分ごろ操業の準備を終え、南東方（船首方）を見たところ、B船が約50mまで接近していることに気付き、B船の前部甲板上の2人のうち1人が、身体動作（身振り、手振り）により、合図を送ってきているように見えたものの、錨泊している自船をB船が避けてくれると思い、合図の意味が分からなかった。</p> <p>船長Aは、その後、船首端付近に移動し、B船の動静を監視していたところ、B船が更に接近する状況を見て危険だと思い、大声で注意喚起を行ったものの、どうすることもできず、15時50分ごろ、A船の船首端とB船の操舵室の左舷窓とが衝突した。（写真1、写真2参照）</p> <p>船長Aは、本事故後、操業を中止し、抜錨して帰途に就いた。</p>
<p>衝突箇所 船首端</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>
	<p>写真1 写真2</p> <p>写真1、写真2 船長Aの本事故当時の配置</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、友人1人を乗せ、流し釣りをを行う目的で、25日06時00分ごろ佐渡市加茂湖の係留棧橋を出発し、両津港北方沖の釣り場を経由して、姫埼北東方沖の釣り場に向かった。（写真3、写真4参照）</p>



写真3 B船の船首部



写真4 B船の船尾部

B船は、14時00分ごろ釣り場に到着した後、船長Bが、船首を北東方に向け、主機を中立運転として漂泊を開始し、姫埼北東方1.1M付近を中心に潮上りを繰り返しながら、前部甲板の右舷側に友人と共に立ち、潮や風に流されながら流し釣りを行っていた。

B船は、15時42分ごろ船長Bが北西方に、船首を南東方に向けたA船を認めたものの、ふだん、釣り仲間の船が、自船の流れる方向に位置取りすることを避けていたので、いずれA船も避けてくれると思い、流し釣りを続けた。

船長Bは、15時48分ごろ、北西方のA船まで約100mとなったことに気付き、流し釣りを一旦中止して前部甲板の左舷側に移動し、声を上げるとともに身体動作で、A船の乗組員に避けるよう合図を送ったが、合図に気付く様子が見受けられなかった。

船長Bは、A船に約30mまで接近した際、船長Aが船首端付近に立ち、自船の動静を監視しているのを認め、避けてくれると思い、合図を送り続けた。

船長Bは、15時50分ごろA船まで約10mとなった際、A船の船首端からアンカーロープが伸びているのを認め、錨泊状態であることが分かり、危険だと判断し、操舵室に戻って主機を後進にかけたが、間に合わず、B船とA船とが衝突した。

船長Bは、携帯電話で海上保安庁に本事故の発生を通報し、流し釣りを中止し、両津港に向かった。

(付図1 事故発生場所概略図 参照)

その他の事項

1. 船長Aによれば、本事故に至る状況等は、次のとおりであった。
 - (1) A船の操舵室に電子ホーンを設置しているが、足が不自由で、船首端から操舵室に戻るのに時間が掛かるので、使用していなかった。
 - (2) 錨泊中を示す形象物は、操業の準備を終えた後に表示しようと考えていたが、失念してしまった。
 - (3) 操業の準備を終え、B船が接近してきていることを認めた際、エンジンリモートコントローラーを携行して船首端に移動

	<p>し、アンカーロープをほどいて、いつでも主機を使用して移動ができる態勢をとっておくべきであったと本事故後に思った。</p> <p>2. 船長Bによれば、本事故に至る状況等は、次のとおりであった。</p> <p>(1) 操舵室に携行用のエアホーンを備え置いていたが、本事故当時、A船が、いずれ避けると考えていたので、使用していなかった。</p> <p>(2) 本事故当時、風浪の影響で船体が動揺していたので、衝突を避けようと後進をかけ南西方に移動しようとした際、自船の操舵室の左舷窓がA船の船首端に衝突し、左舷窓ガラスが破損した。(写真5参照)</p> <div data-bbox="576 658 1114 1057" data-label="Image"> </div> <p style="text-align: right;">衝突箇所 操舵室の左舷窓</p> <p>写真5 B船の操舵室の左舷側</p> <p>(3) A船が、錨泊中を示す形象物を表示していたら錨泊中であることが分かり、A船に気付いた時点で自船が早めに避航動作をとることができたと本事故後に思った。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり A なし、B なし A なし、B なし</p> <p>A船は、姫埼北東方沖において、操業の準備をしながら錨泊中、船長Aが、いずれB船がA船を避けると思い、錨泊を続けたことから、接近するB船に気付いて大声で注意喚起を行ったものの、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、姫埼北東方沖において、流し釣りをしながら漂泊中、流されてA船に接近したが、船長Bが、いずれA船がB船を避けると思い、漂泊を続けたことから、A船に気付いて合図を送ったものの、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、姫埼北東方沖において、A船が操業の準備をしながら錨泊中、B船が流し釣りをしながら漂泊中、船長Aが、いずれB船がA船を避けると思い、錨泊を続け、また、船長Bが、いずれA船がB船を避けると思い、漂泊を続けたため、両船が衝突したものと考えられ</p>

	る。
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、錨泊中、海上衝突予防法に定める灯火及び形象物を表示すること。 ・ 船長は、周囲の見張りを適切に行い、また、漂泊中及び錨泊中にかかわらず、思い込みで他の船舶との衝突のおそれを判断せず、衝突のおそれがある場合、エアホーンなどの音響信号器具を使用して注意喚起を行うこと。 ・ 船長は、錨泊中であっても主機を準備して避航ができる態勢をとること。また、漂泊中及び錨泊中にかかわらず、衝突のおそれがある場合、躊躇なく主機を使用して衝突を避けること。

付図1 事故発生場所概略図

